

協働環境委員会資料
令和3年6月22日提出

飯塚市人権教育・啓発基本指針

【改定】

2021年（令和3年）3月

飯塚市

目次

第1章	はじめに	
1	基本指針策定の趣旨.....	1
2	人権教育・人権啓発の基本方針.....	2
第2章	人権を取り巻く状況	
1	国際的な潮流.....	3
2	わが国における取組み.....	4
3	福岡県における取組み.....	5
4	飯塚市における取組み.....	6
第3章	人権教育・人権啓発の推進	
1	就学前教育における人権教育.....	7
2	学校教育における人権教育.....	8
3	家庭における人権教育.....	10
4	地域における人権啓発.....	12
5	企業における人権啓発.....	14
第4章	分野別人権施策の推進	
1	部落差別問題.....	15
2	女性の人権問題.....	17
3	子どもの人権問題.....	20
4	高齢者の人権問題.....	22
5	障がいのある人の人権問題.....	24
6	外国人の人権問題.....	26
7	さまざまな人権問題	
	①インターネットによる人権侵害.....	28
	②性的少数者の人権問題.....	30
	③HIV感染者等/ハンセン病患者・元患者・その家族/その他の感染症患者等の人権問題.....	32
	④犯罪被害者とその家族/刑を終えて出所した人の人権問題.....	34
	⑤プライバシーの保護.....	35
	⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題.....	36
	⑦その他の人権問題.....	36
第5章	推進体制等	
1	市の推進体制.....	37
2	国及び県等との連携.....	37
3	関係団体との連携.....	37
4	基本指針の見直し.....	37

資料

1	世界人権宣言	40
2	日本国憲法（抄）	45
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	49
4	法務省人権啓発活動強調事項（令和2年度）	51
5	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	52
6	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	59
7	部落差別の解消の推進に関する法律	61
8	飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例	62
9	飯塚市男女共同参画推進条例	63
10	飯塚市の子どもをみんなで守る条例	71
11	飯塚市協働のまちづくり推進条例	78

第1章 はじめに

1 基本指針策定の趣旨

人権とは、誰もが生まれながらに持っている固有の権利であるとともに、すべての人々が幸福な生活を営むために欠かすことができないものであり、将来にわたって保障されるべき権利です。

日本国憲法は、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、第13条に個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利を、また、第14条には法の下での平等及び差別の禁止を定め、人権保障を基本的理念としています。

国は、日本国憲法のもと人権に関する諸制度の整備や施策を推進し、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、その第5条に地方公共団体は人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することが定められています。

本市においても、2010年（平成22年）に飯塚市人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」という。）を策定し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面において、部落差別問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する様々な人権問題が生じています。

また、近年、社会経済情勢の急激な変化や国際化、個人の権利意識の高揚、価値観の多様化、急速な情報化の進展などにより、これまでの社会生活では見られなかった人権に関する課題が生じているなど、人権をめぐる状況は、ますます複雑化・多様化し、人権問題に対する社会的関心も高まっています。

そのような中、基本指針の策定以降、部落差別の解消を目的とした法律や、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消を目的とした法律など個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。今回、これらの人権を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行うものです。

地域社会においてあらゆる人々の基本的人権が尊重され、平等で多様な生き方が選択できるためには、お互いが他者の人権を尊重する社会づくりや様々な人権問題を市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、自発的な啓発活動を行う環境づくりが必要です。そのため、行政、教育、事業所、市民などそれぞれの役割と責務を明確にし、連携・協働していくことが重要です。

この新たな基本指針及びこれに基づく実施計画により、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をさらに総合的かつ効果的に推進していきます。

2 人権教育・人権啓発の基本方針

(1) 人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくり

基本的人権がすべての人々に対して尊重されるように、あらゆる人権問題に対して学校や地域などで「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく人権教育・啓発の積極的な取り組みを推進します。

また、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、自発的な啓発活動を行うこと、そのため行政・事業所などの支援により環境づくりを推進します。

(2) 基本的人権が尊重され、誰もが平等に安心して暮らせるまちづくり

あらゆる人々の基本的人権が尊重され、多様な生き方が選択できるまちづくりを基本に、安心して安全な生活が送れるバリアフリー化された施設整備などすべての人にやさしいまちづくりを進めます。

また、あらゆる人権問題に対応する各種相談体制の充実、地域での交流の場の充実など地域福祉体制の強化、子育て支援、男女共同参画の推進を通して、誰もが安心して暮らせるまちの形成を図るため、行政機関、市民、企業、民間団体等が、連携・協働できるように、実効ある人権教育・啓発を推進します。

(3) 就学前教育・学校教育を通じた人権感覚豊かな子どもたちの育成

地域の特性を生かした生きる力・学ぶ力・人権尊重のこころを育む特色ある就学前教育や学校教育、社会教育を推進します。

また、人間関係を形成する力、自分や他人を大切にする人権感覚や豊かな心を育む人権教育を推進します。

(4) 基本指針に基づいた実施計画の策定

実施計画については、市民の幅広い人権意識を的確に把握するための、「人権問題市民意識調査」等により明らかになった本市の様々な人権問題に対する課題を踏まえ、その解消に向けた計画を策定します。

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際的な潮流

人類社会は、長い歴史の中で、差別や圧政と闘いながら、自由や平等などの権利を勝ち取ってきました。特に20世紀における二度の大戦を通して、世界平和のための国際的な人権保障システムの重要性・必要性を実感し、国連を中心に世界的な取組みが進められてきました。

1948年（昭和23年）第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平等の基礎である」として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」と全世界に表明しました。

この意義は大きく、その後、宣言の理念は、1965年（昭和40年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966年（昭和41年）「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、1979年（昭和54年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989年（平成元年）「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）、2006年（平成18年）「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）などの採択や、1968年（昭和43年）「国際人権年」をはじめとする様々な国際年の設定を通して、具現化が進められてきました。

しかしながら、現在でも世界各地で勃発する戦争やテロは非戦闘員の女性・子どもたちをはじめ関係のない一般の民衆を巻き込み多くの尊い人命が奪われています。また、各地では食糧不足や貧困などにより、無就学、低賃金や劣悪な労働、人身売買など深刻な社会問題にも直面しています。国連では、1994年（平成6年）の第49回国連総会において「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

2004年（平成16年）には国連総会において、全世界的規模で人権教育を徹底させるため、第1フェーズ2005～2009年（平成17～21年）を初等中等教育、第2フェーズ2010～2014年（平成22～26年）を高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍関係者への人権教育に焦点を当てた「人権教育のための世界計画」が採択されました。

なお、人権の保障は、以前にも増して重要な国際課題となっており、2015年（平成27年）の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、そ

第2章 人権を取り巻く状況

の前文で「誰一人取り残さないことを誓う」と明記されているように、人権尊重の考え方が基礎にあります。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組みが進められています。

2 わが国における取組み

国においては、人権を取り巻く国際的潮流を受けて1995年（平成7年）12月、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）7月、国内行動計画が策定されました。

その中で、「この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立ち一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する」とし、国の基本姿勢を示すとともに、人権についての理解と人権尊重の意識向上が重要であり、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題としています。

また、1996年（平成8年）地域改善対策協議会（以下「地対協」という。）の意見具申においては、「人権の尊重が平和の基礎」であり、21世紀を「人権の世紀」と位置づけ、日本が国際社会の一員としての世界各国との連携・協力の下に積極的な役割を果たしていくことが重要な責務であると述べています。また、我が国固有の人権問題である部落差別問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとししました。地対協が指摘したこの事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997年（平成9年）「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

1999年（平成11年）人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の具体的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）に対して行い、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年（平成14年）3月同法に基づく基本計画が示されました。

その後、国の基本計画は、2011年（平成23年）に、北朝鮮当局による拉致問題等を追加する一部改訂が行われています。

また、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」、2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006年（平成18年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が整備されました。

そして、2016年（平成28年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権に関する三つの法律が整備されました。

3 福岡県における取組み

福岡県では、1997年（平成9年）に知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」が設置されました。このことを踏まえ同年「ふくおか新世紀計画」を策定し、計画では、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあるとともに豊かな県民生活を実現するための重要な課題である」との認識の下に、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る」ことを明記しています。

また、人権教育を総合的かつ効果的に推進するため、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」が策定されました。この行動計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するために、それまでの部落差別問題解消教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組みが進められてきました。

さらに、2004年（平成16年）に行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003年（平成15年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、この基本指針に基づき、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じた人権教育・啓発が推進されてきました。

そして、2018年（平成30年）には、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネット上の人権侵害などの人権問題が新たに顕在化するなど、社会状況の変化を踏まえた基本指針の改定が行われています。

また、2017年（平成29年）に、障がいのある人への差別的取扱いをなくすため「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。2019年（平成31年）3月には、性暴力の根絶及び被害者支援のため「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が施行され、同月、部落差別のない社会の実現を目指すため「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

4 飯塚市における取組み

本市は2006年（平成18年）に1市4町が合併して飯塚市となり、面積約214 k m²で福岡県のほぼ中央部に位置しています。

また本市は明治時代以降の日本の近代化を支えた筑豊炭田の都市として発展してきたことで、旧産炭地が存在するという歴史的、社会的事情を背景に、旧市町においても同和対策審議会答申、特別措置法の制定を機に人権・部落差別問題解消教育の推進や地域の改善対策に取り組んできました。

しかしながら、生活環境の改善については一定の成果は見られたものの、部落差別問題の解決には至っておらず、このような現状を踏まえ、「飯塚市人権擁護に関する条例」や「飯塚市男女共同参画推進条例」等の制定をはじめ、国の計画や県の指針に基づき、2010年（平成22年）1月には「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

また、その理念を具現化するものとして2011年（平成23年）3月には「飯塚市人権教育・啓発実施計画」、2016年（平成28年）3月には「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

2017年（平成29年）には市の最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」を策定し、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像に掲げ、まちづくりの基本理念の1つとして「人権を大切にする市民協働のまち」を定めています。そこでは市民一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくりの推進をはじめ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりの推進、市民・各種団体・NPO・事業者等と行政の協働による活力ある地域づくり、市民がまちづくりに参画するための情報共有・発信を施策方針として示しています。

2018年（平成30年）4月には、個別の差別解消に向けた法の理念にのっとり、部落差別をはじめとして女性、子ども、障がいのある人、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進するため、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、人権尊重社会の実現に向けて更なる人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。この条例に基づき、2019年（令和元年）9月には、人権問題に関する市民の意識について把握するため「飯塚市人権問題市民意識調査」を実施しました。

また、虐待予防のために地域と行政が連携して子育て支援を行うこと、子どもを守るために地域と行政が連携して虐待防止の取組みを行うことを基本方針とした「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を2019年（平成31年）4月に施行しています。2020年（令和2年）4月には、人権尊重及び男女共同参画の視点に立ち、協働のまちづくりを推進するため、「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を施行しました。

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 就学前教育における人権教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。この時期に、基本的な人権を尊重する精神の基礎を育むことが大切です。

このため、就学前教育機関における人権教育の推進に当たっては、子どもたちの人権感覚を培い、豊かな人権感覚を身につける教育・保育を行っていきます。

一人ひとりの人格が尊重される集団の中でこそ、一人ひとりの子どもを大切にする心と大切にされる心が育ちます。乳幼児は、周囲の環境から受ける影響が大きく、幼稚園・保育所・こども園等にあつては、一人ひとりの生活環境を十分に把握しつつ、適切な指導を行うとともに、積極的に家庭・地域や小学校など関係機関との連携を図り、地域全体の力で、自分と他人を大切にする心を育む指導に努めていきます。

幼稚園・保育所・こども園等においては、全ての職員が部落差別問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と共通認識のもとに乳幼児一人ひとりの特性に応じ、発達段階に即した指導を行うことが出来るように工夫した教育・保育課程の編成をする必要があります。

乳幼児期の教育の場は、大きく家庭と幼稚園・保育所・こども園等から成り立っており、両者が連携して一人ひとりの乳幼児の育ちを促すことが大切です。また、保護者の子育て支援を行ないながら、育児不安等への対応や保護者自身の教育力を高める取組みが必要です。

幼稚園・保育所・こども園等における教育・保育の成果は職員に負うところが大きいため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士自身の人権感覚の高揚を図るための研修を実施していきます。

2 学校教育における人権教育

人権教育の推進のためには、子どもたちに「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育てる」ことが大切です。

具体的には、人権を尊重する心、自然に感動し、自然を大切にする心や感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を大切にする心、他人を思いやる心やボランティアなど社会貢献の精神、自立心、自己責任、他者との共生や異質なものへの寛容、といった心を育てる教育を推進します。

このような心を育てる教育を全教科、全領域において体験を通して実践することにより、真に差別をしない、させない子どもを育てることが必要です。

各学校などで発生する差別事件やいじめの原因と背景を明らかにし、その根絶に向けて構造的な仕組み等を分析しながら、予防と早期発見の手立てを示し、明らかにすることが必要です。

2019年（令和元年）に行った人権問題市民意識調査の結果では、部落差別問題に関する授業を受けた経験の有無は、60歳以上では「受けた」と回答した人が4割を下回るのに対し、60歳未満の年代では8割前後が「受けた」と回答しています。

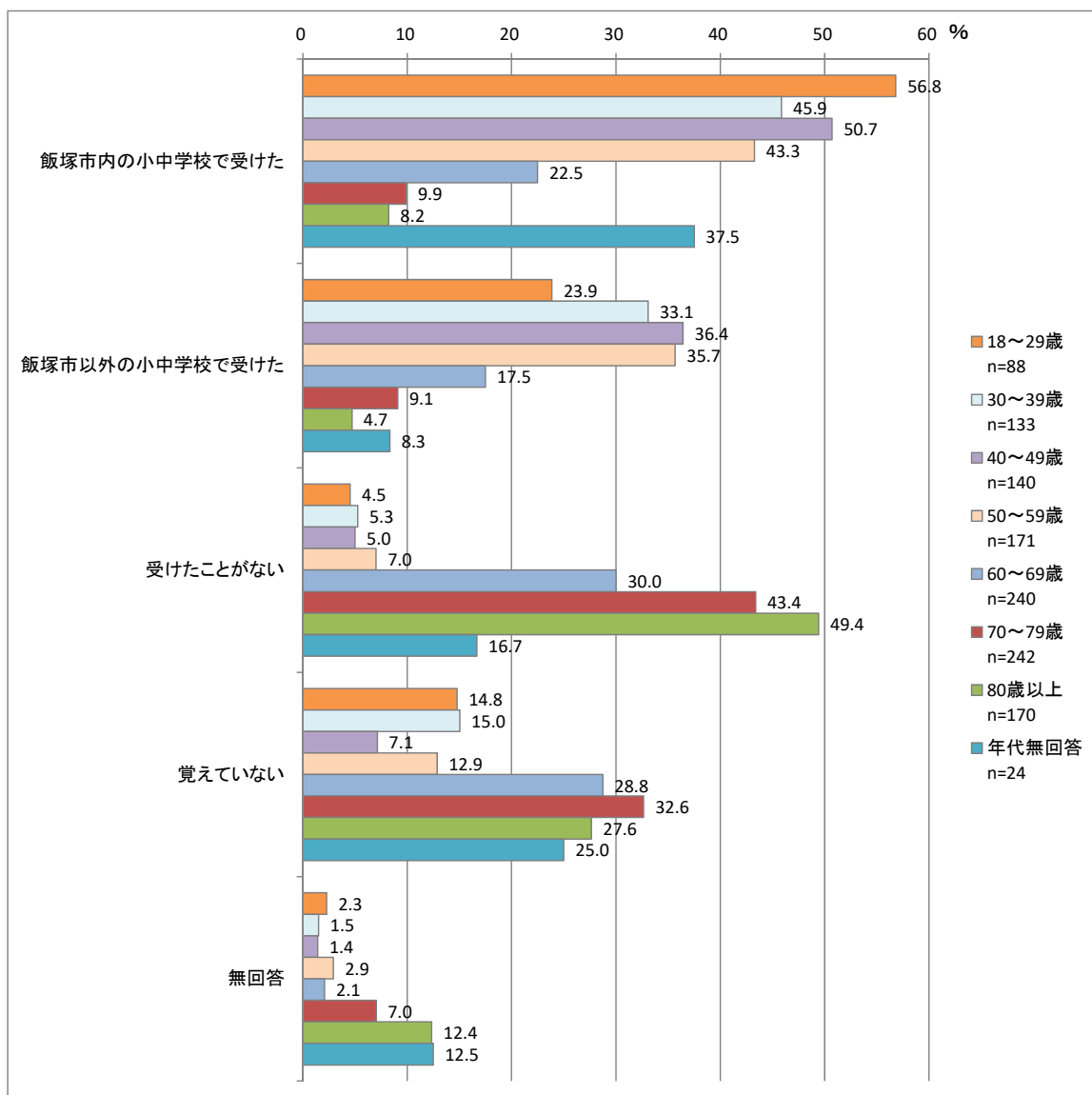
部落差別問題を人権課題という本質から捉え、すべての学校において部落差別問題解決に向けての実践力を育成するため、部落差別問題解消教育を柱とする人権教育をさらに発展・充実させる必要があります。そのためには、知識を教えるだけでなく自他の人権を大切にするためのスキル（調査・情報活用力・コミュニケーション能力、非攻撃的自己主張等の技能）が身につくよう学習活動の工夫改善を図りながら人権教育を推進していきます。

学校教育における人権教育の成果は、児童生徒の教育に当たる教職員に負うところが大きくなっています。教職員はその職務を自覚し、感性を磨き、認識及び実践的指導力を高めるとともに、豊かな人権感覚を備えなければなりません。そのため、小・中学校の校長、教頭をはじめすべての教職員を対象とした研修を行い、教職員の人権問題に対する認識を高めなければなりません。

高等学校、短大、大学等における人権教育についても、職員研修の徹底と人権教育の推進に自ら、その責任と役割を担うことが重要です。

図表1 部落差別問題に関する授業を受けた経験の有無

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



3 家庭における人権教育

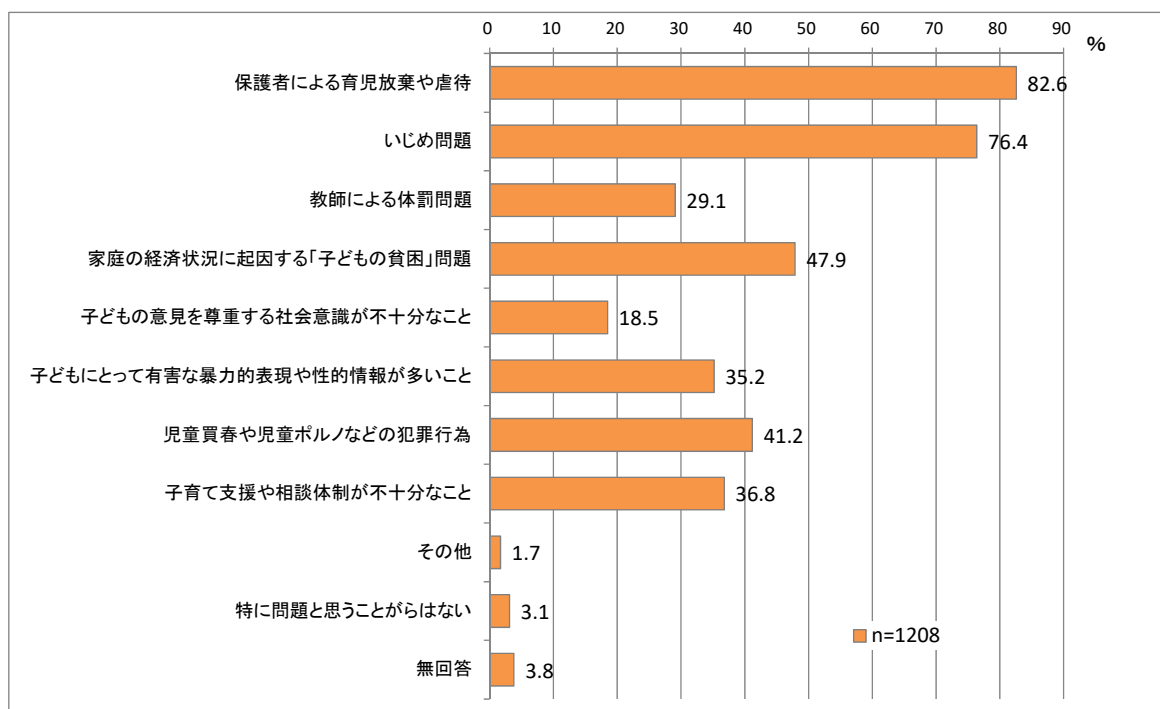
近年の少子化・核家族化や経済格差の拡大などの社会の変化に伴って家庭における教育機能の低下が指摘されており、そのような社会環境の中で、子育ての孤立化に起因する親の不安やストレスが子どもの心理に大きな影響を与えています。そして、そのような中で起こる保護者による養育の放棄や虐待、子どもの貧困問題等は深刻な社会問題となっています。

自分に自信を持つことが出来ず、自分自身を大切に思う気持ちがなければ、他人を大切にすることは出来ず、人権意識の土台が育てられないこととなります。

就学前教育及び学校教育での人権教育の役割の大きさ、家庭での役割の重要性を考慮すると、家庭に対する支援が重要になります。

人権問題市民意識調査の結果では、子どもの人権について、特に問題であると思うものは「保護者による育児放棄や虐待」が8割強、「家庭の経済状況に起因する『子どもの貧困』問題」が5割弱、「子育て支援や相談体制が不十分なこと」は4割弱となっています。そこで、子どもの教育に関する悩みを抱える家庭に対して、育児相談などを行い、その課題解決に向けた行政の支援、学校等からの支援などを行います。

図表2 子どもの人権について特に問題であると思うもの
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



また、人権問題市民意識調査の結果では、女性の人権について、特に問題であると思うものは「『男は仕事で女は家事や育児』といった性別役割分担意識」の回答が全体で約4割となっています。(18ページ「図表6」参照)

根強い固定的な性別役割分担意識の中で、子育てや家庭教育については、とかく母親への負担が過重になり、父親の存在が希薄になっている状況が見受けられます。子どもに対する家庭教育は、夫婦共同の義務であり、共同の責任の上に成り立つものであるという認識が必要です。

家庭教育においては、保護者自身が偏見を持たず、差別をしない・させないことなどを日常生活を通じて、子どもに示していくといった保護者としての人権意識を育てる役割を果たすことが重要で、そのような保護者に対する啓発活動や学習機会の提供など家庭教育の支援に努める必要があります。

乳幼児期における人権を大切にすることを育てる就学前教育や学校における人権教育の取組みは、家庭においても十分に理解されることが必要です。そのため学校や幼稚園・保育所・こども園等と家庭の連携が重要であり、PTA活動等を通じて、保護者等に対する情報提供や啓発を進めていきます。

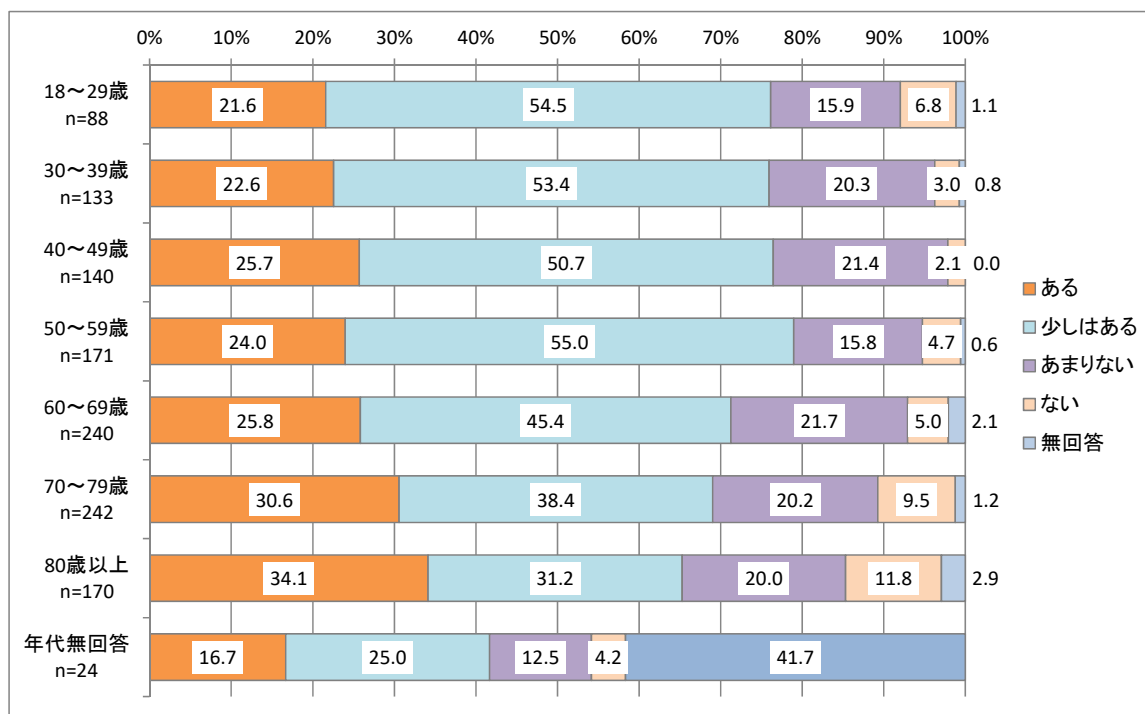
子どもたちの姿は、大人社会の鏡であり、私たち一人ひとりがどのような家族関係や社会を作ろうとしているのかが、問われていることを自覚しなければなりません。

4 地域における人権啓発

これまで長年にわたり実施してきた部落差別問題解消教育を中心とする教育・啓発により、市民の人権問題に対する理解と認識は少しずつ深まってきてはいるものの、未だなお十分とはいえません。

人権問題市民意識調査の結果では、人権問題に関心が「ある」と回答した人の割合は、60代以上で相対的に少ない傾向にあります。市民一人ひとりの人権が大切にされるよう今後も行政総体としての積極的な教育・啓発活動が必要です。その場合、知識伝達型から、知識・態度・スキルをトータルに捉え伸ばすことや、体験的参加型等多様な手法を取り入れること、さらには啓発の達成目標や進み具合を把握する指標の導入等、啓発活動の内容・方法の改善が大切です。

図表3 人権問題についての関心（2019年度飯塚市人権問題市民意識調査）



特に、人権へのかかわりが深い特定職業従事者（教職員・社会教育関係者、医療関係者、福祉関係職員、公務員等の13業種）は、一人ひとりが常に人権尊重の立場に立った職務の遂行が求められているため、市の教育・啓発担当職員はもちろんのこと、市職員は確かな人権意識と差別を無くす意思と実践力を身につけ、人権教育や啓発を地域に発信できるように主体的に学習できるよう研修の内容・方法を工夫し実践していきます。市行政としても、国際的潮流や国・県の動向を踏まえ、一般競争入札での地域や社会福祉に対する貢献などを一部評価基準に取

り入れてきましたが、さらに「人権のまちづくり」を進めていくための工夫も必要となります。

また、社会教育関係団体は、人権が尊重される明るい地域社会づくりに、その果たす役割はますます大きくなっています。その他の社会教育団体も含め、会員同士の連携や団体相互の交流、地域活動への広がりを作り出すような学習に心がけることが大切です。

市民一人ひとりが大切にされる地域社会を形成していく場として、中央公民館や各交流センターなどは、その機能を提供する中核施設です。これらの施設で人権に関する幅広い学習要求に応えるためには、地域の情報のみならず、社会の動向や世界的な流れを把握し、広い視野に立って情報を収集していくことが求められています。また、地域には様々な施設、団体、企業等があり、人権に関する学習を進める上では、これらの諸団体と連携、協力することが大切です。

「人権を大切にする市民協働のまちづくり」を目指して、行政と市民が一体となり事業企画を進め、関係機関・団体の参画を図りながら、様々な人権問題や人権教育に関する市民の関心を高めるとともに、人権の裾野を広げるためのネットワークの拡大を図っていきます。

5 企業における人権啓発

企業は、その存在、企業活動、営業活動等を通じ、地域や多くの市民との深い関わりがあり、社会性、公益性を有しています。

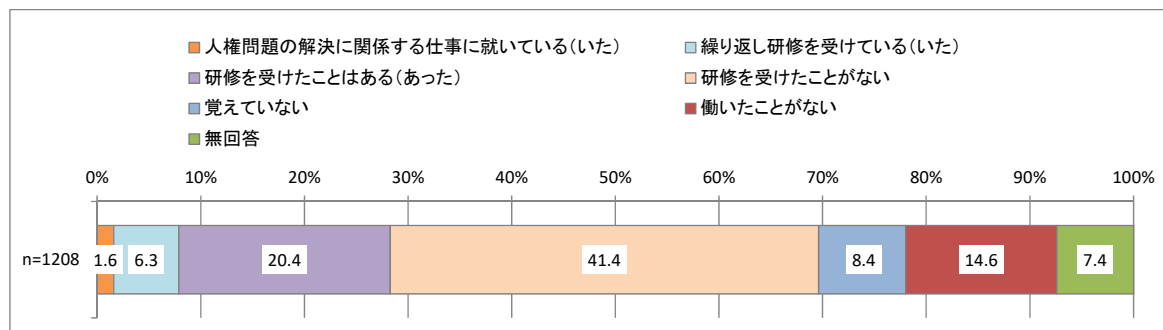
近年、企業が人権、安全、法令遵守など様々な分野における「企業の社会的責任（CSR）」についての自覚に基づく行動が要請されており、地域環境の保全、男女共同参画の実現、高齢化社会への対応などに果たすべき役割をはじめ、部落差別問題に関する採用選考や障がいのある人、外国人、性的少数者など就職が困難とされる人々の採用選考、任用などに関しても、基本的人権を尊重した公正で積極的な行動が求められています。

「男女雇用機会均等法」や「高年齢者雇用安定法」、「障害者雇用促進法」等に基づき多くの施策が推進されていますが、たとえば男女の賃金や昇任等の格差の問題、部落差別問題に関わる不適正選考の問題、障がい者の雇用率の未達成の問題など基本的人権の観点から、今後さらに企業が取り組むべき課題は多く残されています。

人権問題市民意識調査の結果では、仕事の中での人権問題に関する研修の経験では、「人権問題に関係する仕事に就いている（いた）」「繰り返し研修を受けている（いた）」「研修を受けたことはある（あった）」は合わせて3割弱にとどまっています。

企業における課題解決のためには、経営者団体等を通じ、企業の社会的責任の自覚を促していくことが重要であり、広報紙等を通じて企業の社会的な役割と責任と主体的取組みを支援し、推進していきます。

図表4 仕事の中での人権問題に関する研修の経験
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



第4章 分野別人権施策の推進

1 部落差別問題

【現状と課題】

部落差別問題は、日本国民の一部の人々が近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという最も深刻な問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかる重大な社会問題です。

国は、1965年（昭和40年）の同和对策審議会答申を受けて、1969年（昭和44年）に同和对策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、部落差別問題解決に向けて関係施策を推進してきました。

しかし、全国的にみれば、結婚問題をはじめとして、企業における就職差別、部落差別問題に関する差別的な発言や落書き、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容を載せるなどの行為が跡を絶っていません。

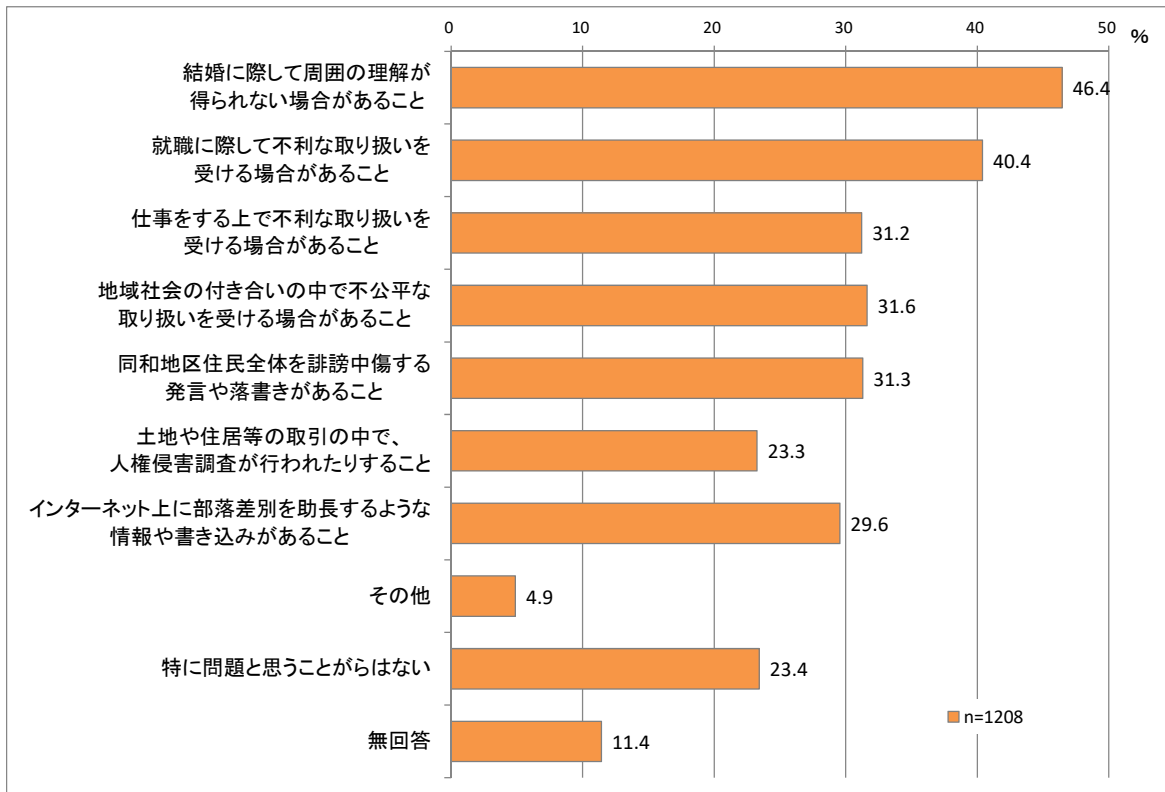
こうした中、2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在するとしううえで、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現していくことを基本理念とし、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。

本市は、部落差別問題の解決を市政の最重要課題と位置づけ、これまで国、県と一体となって、特別措置法に基づく特別対策のほか、市独自の施策を実施することにより、部落差別問題の解決に向け積極的な推進に努めてきました。また、教育・啓発をはじめとするソフト面においての市民啓発では、地域・職域及び全市民的な取組みを推進してきました。

そして、2018年（平成30年）4月には、部落差別をはじめとして女性、子ども、障がいのある人、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進するため「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、人権尊重社会の実現に向けて、人権教育・啓発の推進に努めています。

人権問題市民意識調査の結果では、部落差別問題に関して特に問題であると思うものについての設問において、近年取り上げられるようになった「インターネット上に部落差別を助長するような情報や書き込みがあること」「土地や住居等の取引の中で、人権侵害調査が行われたりすること」に対する市民の認知度が相対的に低い状況にあります。また、「特に問題と思うことがらはない」と回答した人の割合は23.4%となっており、部落差別問題に関する正確な知識・情報が不足している市民が一定数みられる状況にあります。

図表5 同和地区住民の人権に関する現状について特に問題であると思うもの
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

今後の教育・啓発においては、その充実強化を図るなかで、これまでの実施内容や方法をあらためて見直し、取組みの内容に柔軟で弾力な創意工夫と改善を加えながら展開していきます。また、部落差別問題をはじめとする人権問題に関する相談体制の充実に努めると共に、こうした行政の主体的な取組みと併せて、市民が主体となるところの自発的な学習の機会の場の整備・提供や市内企業に対する取組みについても一層の充実を図っていきます。

学校教育では、正しい知識を培うための研修会等を通じた教職員の資質向上や授業内容の改善、家庭の教育力の向上を図ると共に、部落差別問題に起因する教育格差の解消に取組み、真に差別をなくしていく意思と実践力をもった、人権感覚豊かな子どもたちの育成に努めます。また、子どもたちの教育における、就学前や小・中学校、保護者、関係団体、そして地域社会と行政との連携をこれまで以上に図っていきます。

2 女性の人権問題

【現状と課題】

国連は、従来から性に基づく差別の禁止を重要な課題として、積極的な取り組みを進めてきました。女性の地位向上を目指して1975年（昭和50年）を「国際婦人年」、翌年からの10年間を「国際婦人の10年」と設定し、1979年（昭和54年）には世界の女性憲法といわれている「女性差別撤廃条約」を採択して、世界的規模での女性の地位向上と権利の確立に努力してきました。2010年（平成22年）には、女性や女兒のための機会を拡大し、世界中の差別の問題に取り組むことを目的として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」が創設されました。

国内では、男女共同参画に関する動向として、2018年（平成30年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、2020年（令和2年）12月には、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

女性に対する暴力防止・DV被害者支援等に関するものとしては、2019年（令和元年）に配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、DV被害者保護のために連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。

女性の活躍推進に関するものとしては、2016年（平成28年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、国、地方公共団体及び一定数の労働者を常時雇用する事業主に対して、数値目標を掲げた行動計画の策定や、女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられました。また、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正により、事業主に対する妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。そして、「労働施策総合推進法」の改正によって、2020年（令和2年）6月より職場におけるパワーハラスメントについて事業主の防止措置等が義務となり、また「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等の改正によってセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策について、事業主や労働者の責務が明確化されました。

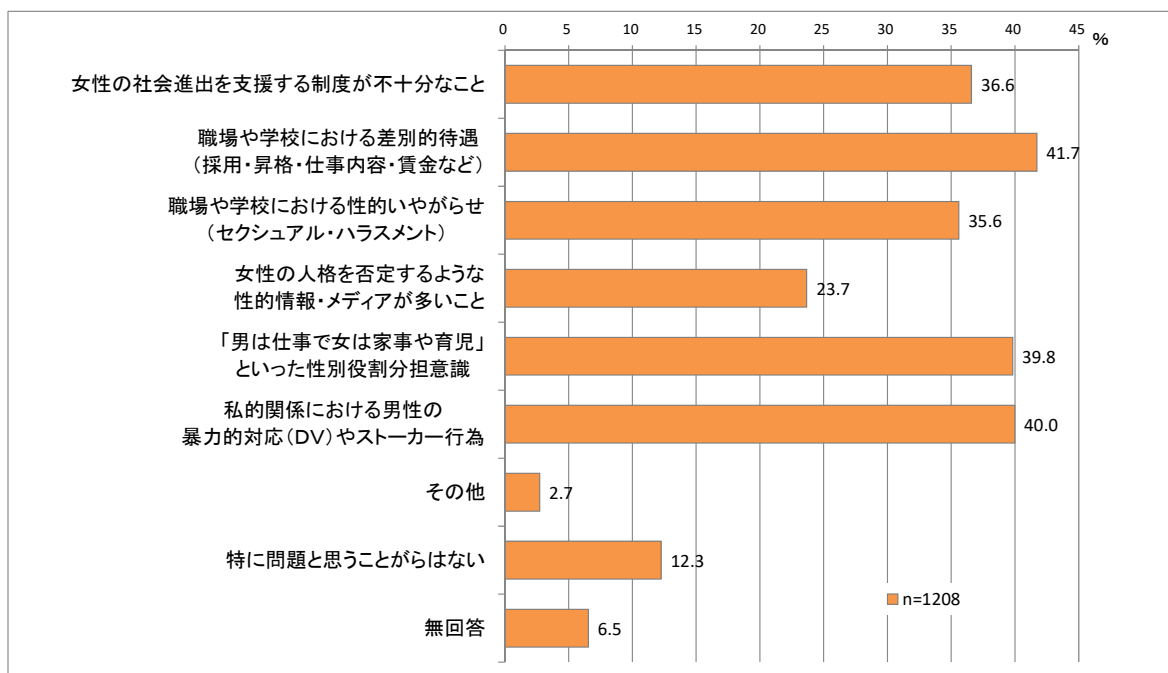
しかしながら、法制度や社会環境整備の進展にもかかわらず、真の男女平等社会は実現しておらず、世界経済フォーラムから発表された、男女平等の度合いを数値化しランク付けした2020年ジェンダーギャップ指数で、日本は153か国中121位という結果でした。その根底には、今なお根深く残っている固定的、伝統的な性別役割分担意識や社会的慣習があり、社会、経済、文化等の分野における男女の共同参画を阻害する大きな要因となっています。雇用の場においても、昇格・昇給、または役職への登用等に男女格差が見られます。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの問題も深刻です。さらに、今なお社会的・文化的性差

第4章 分野別人権施策の推進

別構造「社会的性別」（ジェンダー）や性犯罪、売買春をはじめ、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、若年層の女性に対する性的な暴力、ストーカー行為など女性に対する人権侵害が数多く報告されています。

人権問題市民意識調査の結果では、女性の人権について、特に問題であると思うものは「『男は仕事で女は家事や育児』といった性別役割分担意識」を選んだ人が全体で約4割となっており、性別の回答傾向では女性43.9%に対し、男性34.8%と女性の方が約9ポイント高く、女性の方が男性よりも回答割合の高いものとしては最も大きな格差がみられました。逆に「特に問題とすることがらはない」を選んだ人の割合は、男性15.2%に対し女性9.7%と男性の方が5.5ポイント高く、男性の方が女性よりも回答割合の高いものとしては最も大きな格差がみられました。このことから男性がもつ「女性の人権」に関する問題意識はまだ低い状況にあることがわかります。

図表6 女性の人権について特に問題であると思うもの
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

本市では、男女がお互いに尊重しあい、対等な関係で、生涯にわたり安心して生活ができる男女共同参画社会の形成を促進するため2007年（平成19年）に「飯塚市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の基本施策や苦情等の申出の処理に関する事項を定めています。

現在、この条例の理念に基づき策定している「第2次飯塚市男女共同参画プラン」に沿って推進を図り、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現を目指しています。

この条例とプランに基づき、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、男女平等や男女共同参画推進の意識を醸成する啓発活動や子どもたちが将来、性別にかかわらず対等な立場で社会や家庭を担っていくために必要な教育の充実を図ります。

また、女性への暴力、特に配偶者等からの暴力（DV）について、暴力の防止と被害者の人権を尊重しながら法律等に基づいた被害者支援に取り組むとともに相談体制の充実を図ります。

3 子どもの人権問題

【現状と課題】

子どもたちは、豊かな人間関係の中で成長してこそ、自立心や他人への思いやりの心を育みながら、人権意識を形成することが出来ます。

1989年（平成元年）、国連は「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国も1994年（平成6年）に批准しました。この条約は「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」こととしています。

これを受けて、「児童福祉法」の改正に見られるように、子どもの人格の形成と調和のとれた発達のため、保護及び福祉に関する施策を一層充実させるなどの措置がとられました。

2016年（平成28年）6月の「児童福祉法」改正では、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもの福祉を保障するための原理として、第1条に、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利の主体であり、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることが規定され、それまで「保護の客体」とされていた子どもが、「権利の主体」であることが明確化されました。

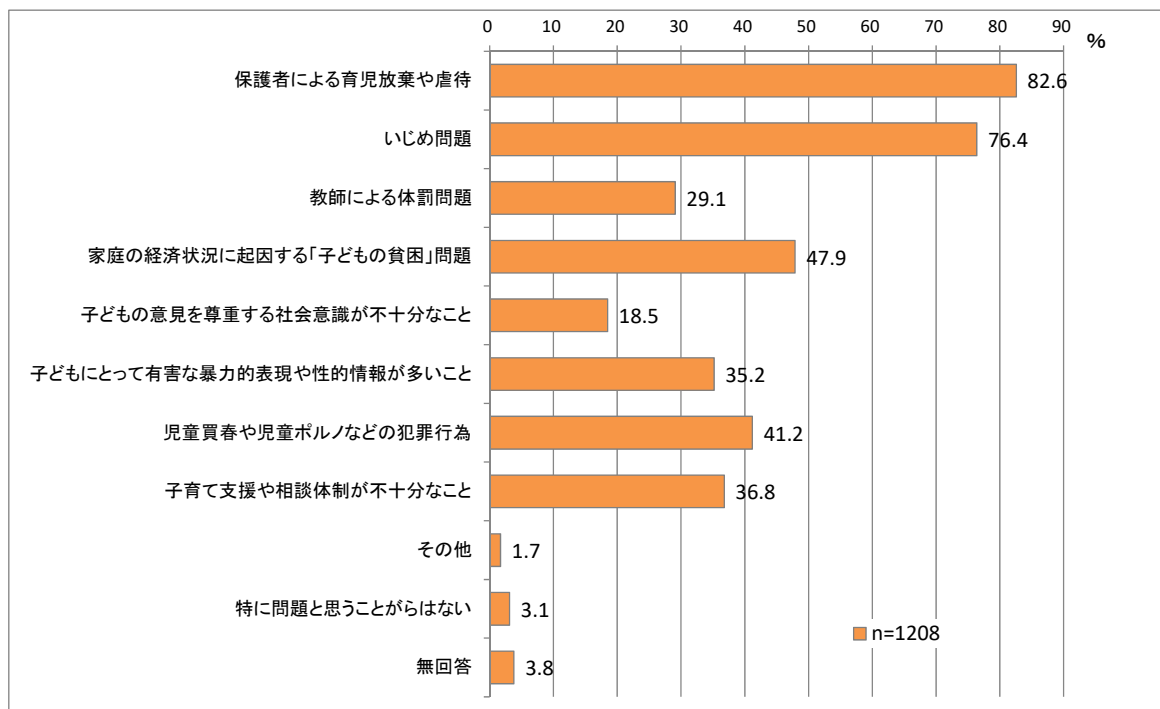
近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭やひとり親世帯の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめ、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっており、特に児童虐待については、全国の児童相談所における相談対応件数も一貫して増加し、子どもの生命が奪われるなど児童虐待の防止は社会で取り組むべき重要な課題となっています。そして、本市では2019年（平成31年）4月に「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を施行しています。

また、全国的に少子高齢化が進行する中、本市においても、「年少人口（0～14歳）が減少傾向にあるとともに、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、2020年（令和2年）3月に「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の変化に対応し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制の構築を目指しています。

人権問題市民意識調査の結果では、子どもの人権について、特に問題であると思うものは「保護者による育児放棄や虐待」「いじめ問題」「家庭の経済状況に起因する『子どもの貧困』問題」が上位に挙がっています。また、「特に問題と思うことがらはない」は3.1%とほとんどの回答者が問題意識を持っている状況であり、引き続き、子どもや子育て家庭を支援する取組みの推進・充実が求められます。

図表7 子どもの人権について特に問題であると思うもの（再掲）

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

このような子どもたちを取り巻く状況の中で、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人権を尊重する心などを子どもに培うことが求められています。このことから、「児童の権利に関する条約」の趣旨を、大人一人ひとりが理解を深められるよう、様々な広報媒体を活用し、広報、啓発を行います。

子どもや子育てに関する不安・悩みの解消や、子育ての負担の軽減などに努め、子どもが健やかに育つことが出来る環境を整備します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春等の子どもをめぐる深刻な事件の発生に鑑み、子どもの人権を保護するため、福祉、保健、教育、医療、警察、民間団体等の関係機関が連携し、一層の体制整備に努めるとともに、有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るための取組みを推進します。

また、子どもの人権を尊重するために、研修を通して教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士や保護者、子ども会などの地域の指導者に対する人権意識の涵養に努めるとともに、子ども自身が、次世代の担い手としての責任を自覚し主体的な生き方が出来るように、学校、地域、家庭が連携して、子どもたちの「豊かな心と生きる力」を育む、きめ細かな教育を推進します。

4 高齢者の人権問題

【現状と課題】

近年、平均寿命の大幅な伸びや少子化等により約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。このような高齢者の増加により、それらを狙った詐欺などの犯罪が増加しています。さらに一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、経済的に自立して生活していくことが困難な状況にある高齢者や、家族や友人がいなくなり、社会的に孤立する高齢者も増加しています。

こうした状況の中、「老老介護の時代」といわれるように、介護者自身が65歳以上である世帯が増えていることもあり、多様な介護の問題に対応していく必要があります。また、高齢者への身体的虐待や介護放棄等の高齢者虐待をはじめ、高齢者に対する悪質な訪問販売や財産面での権利侵害なども懸念されています。

一方、社会貢献意欲や就労意欲の強い高齢者も増えています。しかし、豊かな経験や知識がありながら、年齢を理由に就労や社会的活動への参加が制限されるなど、高齢者の人権に関わる問題も起きています。

そうした現状の中、すべての人が年齢に関係なく個人として尊重され、個性や経験を生かせる社会づくりが求められています。

本市における、65歳以上の高齢者人口はピークを迎えつつありますが、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、2020年（令和2年）4月1日現在では31.6%で、今後も増加する見込みです。

高齢化率・後期高齢化率（総人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合）ともに、全国平均値より高く、全国的に見ても本市は高齢化が進行している地域であることが分かります。

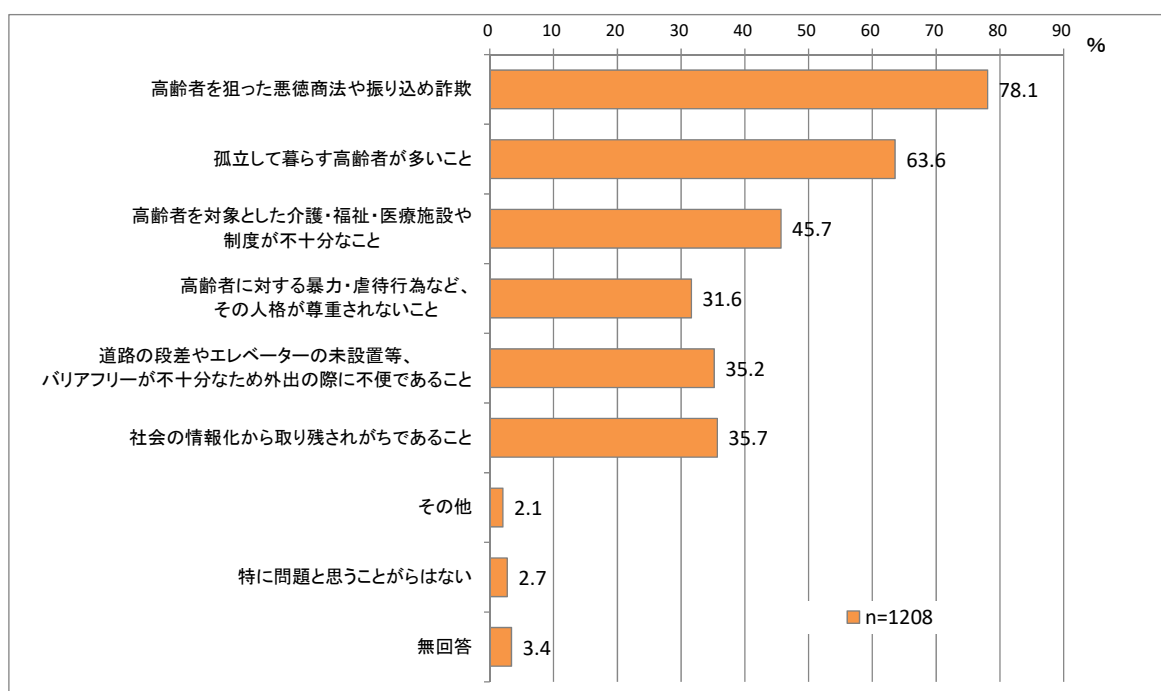
また、高齢者のみの世帯や要介護等認定者、その中でも特に認知症高齢者の増加等に伴い、高齢者の財産管理をめぐるトラブルや高齢者虐待、高齢者を狙った住宅リフォーム業者等による消費者被害の問題等が深刻化しています。

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送るためには、介護保険をはじめとした行政における保健福祉施策の充実のみでなく、身近な地域住民やボランティア等による日常的な見守りや支援が行われることが大切です。

人権問題市民意識調査の結果をみても、高齢者の人権について、特に問題であると思うものは、世代を問わず「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」「孤立して暮らす高齢者が多いこと」が上位に挙がっています。

特に、2015年（平成27年）国勢調査によると、本市は一人暮らしや夫婦のみなどの高齢者世帯が24.6%と全国（21.0%）や福岡県（21.1%）に比べて多いため、地域と行政等との協働による見守り体制の構築が重要な課題となります。

図表8 高齢者の人権について特に問題であると思うもの
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

高齢者が尊敬されるとともに社会の一員として健康で生きがいを持って生活していけるように、高齢者の人権についての意識を高める啓発を進めます。

また、高齢者ができる限り要介護等状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう保健、医療、福祉、介護分野で連携しつつ、健康寿命の延伸に向けた取組みを推進するとともに、高齢者に関係する各種団体間のネットワークづくりや地域住民の支え合いの意識づくり等に取り組み、高齢者を地域で見守る体制づくりに努めます

さらに、高齢者が長年培ってきた豊かな経験と知識や技能を活かせるよう、雇用機会の確保及び能力開発を推進していくほか、高齢者の尊厳の確保と権利を擁護しながら、虐待や人権侵害の防止と救済を図るため、地域包括支援センター等による相談体制の充実にも努めます。

5 障がいのある人の人権問題

【現状と課題】

障がいのある人たちをとりまく状況は、高齢化や障がいの重複化、社会情勢の複雑化・多様化により大きく変化しています。

我が国の障がい者施策は、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」以来のテーマである「完全参加と平等」の実現に向けて、保健、医療、福祉、人権をはじめとする各分野において進められてきました。

2011年（平成23年）には「障害者基本法」が改正され、日常生活または社会生活において障がいのある人が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障がいのある人の概念や、「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。さらに2016年（平成28年）、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について規定されました。

障がいのある人の人権確立は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の二つの基本理念に基づいています。「リハビリテーション」とは、障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力を回復するための技術的訓練プログラムにとどまらずライフステージの全段階において人間らしく生きる権利の回復（全人間的復権）に寄与し、障がいのある人の自立と参加を目指すものです。

また、「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送ることが出来るような条件を整えるということであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるというものです。

私たちが理解しなければならないことは、「あらゆる面での社会参加というよりも、生活を分かちあう」ということです。このことは障がいのある人がそれぞれの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得、社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を目指すものです。

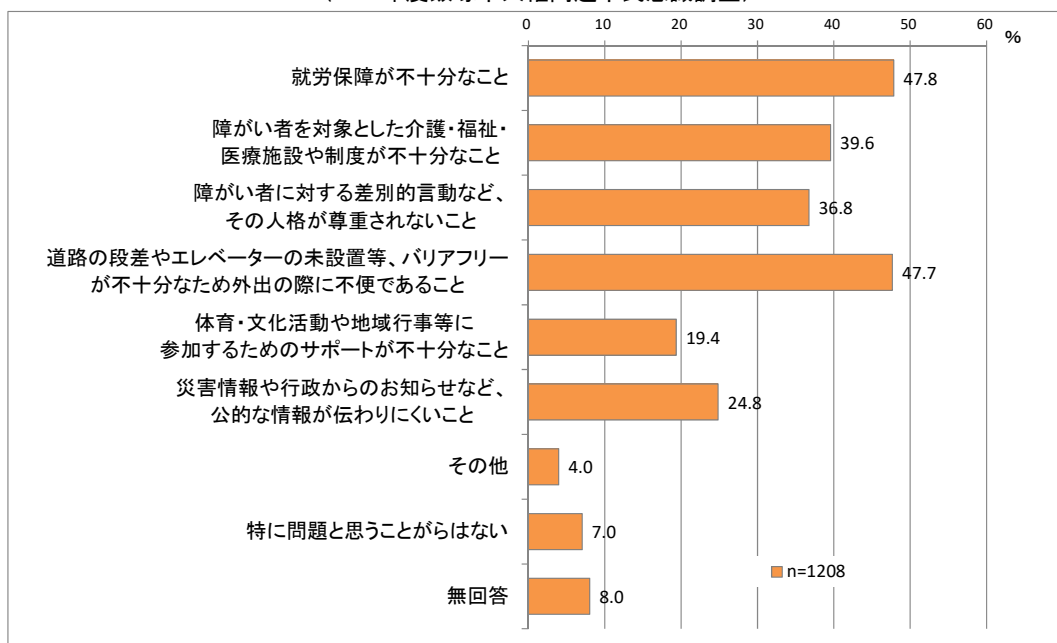
しかし、依然として障がいのある人を取り巻く社会環境には、建物内や歩道の段差といった物理的な障壁、障がいを理由に資格や免許が取得できない制度的な障壁、音声案内や手話通訳などが無いことなどによる文化・情報面の障壁、障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁など、障がいのある人が地域社会で暮らし、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

人権問題市民意識調査の結果では、障がいのある人の人権について、特に問題であると思うものは「就労保障が不十分なこと」「道路の段差やエレベーターの未設置等、バリアフリーが不十分なため外出の際に不便であること」が上位に挙

がっています。

これらの障壁を取り除くとともに、障がいのある人が、必要とするサービスを選択し、利用しながら地域で自立して生活できるようにするための施策の充実が求められています。

図表9 障がいのある人の人権について特に問題であると思うもの
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

障がいのある人に対する差別は、誤解と偏見が主な要因となっていることから、関係機関等と連携しながら、様々な機会を通して、障がいに関する正しい理解と認識を深めるための教育や普及啓発活動を推進するとともに、障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するための環境づくりを進めます。さらに障がいのある人が働く意思を持ちながら、就業機会の確保が進まない状況を改善し、意欲に応じた職業的自立を図れるよう、雇用・就業機会の確保に向けた支援及び障がいのある人の雇用促進のための啓発広報を行います。

また、障がいのある子どもの自立と社会参加の推進を図るため、一人ひとりの療育・保育・教育的ニーズを把握し、障がいの種類、程度に応じたきめ細かな支援を行います。さらに、障がいのある人のニーズの複雑化、多様化等に伴い、福祉関係者等の資質の向上や人材の養成、確保を図るとともに、「飯塚市障がい者計画」、「飯塚市障がい福祉計画」、「飯塚市障がい児福祉計画」、「飯塚市地域福祉計画」に基づき、本市が取り組むべき障がい者施策及び地域福祉の基本となる人権尊重に関する基本的な考え方、方向性を総合的・体系的に示し、実効ある施策の実現を目指します。

6 外国人の人権問題

【現状と課題】

近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い、仕事あるいは研修や勉学のために多数の外国人が訪れ、また、生活しており、今後とも、本市に在住する外国人は増加していくことが予想されています。

本市における在住外国人の多くは、歴史的な経緯から日本に居住することとなった在日韓国・朝鮮人の人々が占めていましたが、2018年（平成30年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、外国人材の活用が全国的な広がりを見せ、本市においても、様々な国からの留学生や外国人技能実習生等が年々増加しており、2020年（令和2年）12月末時点で約1,500人（40か国）となっています。

こうした、外国人の方々に対する人権の擁護と、差別意識の解消に向けて、何をなすべきかを考える必要があります。

人権が尊重される多文化共生社会の大切な構成員として、また、地域経済を支える貴重な人材として、外国人の役割は重要性を増しています。こうした中、外見や言語及び生活習慣等の違いなどから生ずる偏見・差別等様々な問題に適切に対応することが必要となっており、市民の国際理解の推進や意識啓発、外国人が安心して暮らせる環境の整備などにおいても、民間団体、教育機関、行政が連携して取り組んでいく必要があります。本市では、2019年（平成31年）3月「国際都市いづか推進計画」を策定し、多様な文化を理解し受け入れることができる市民意識の醸成と、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指しています。

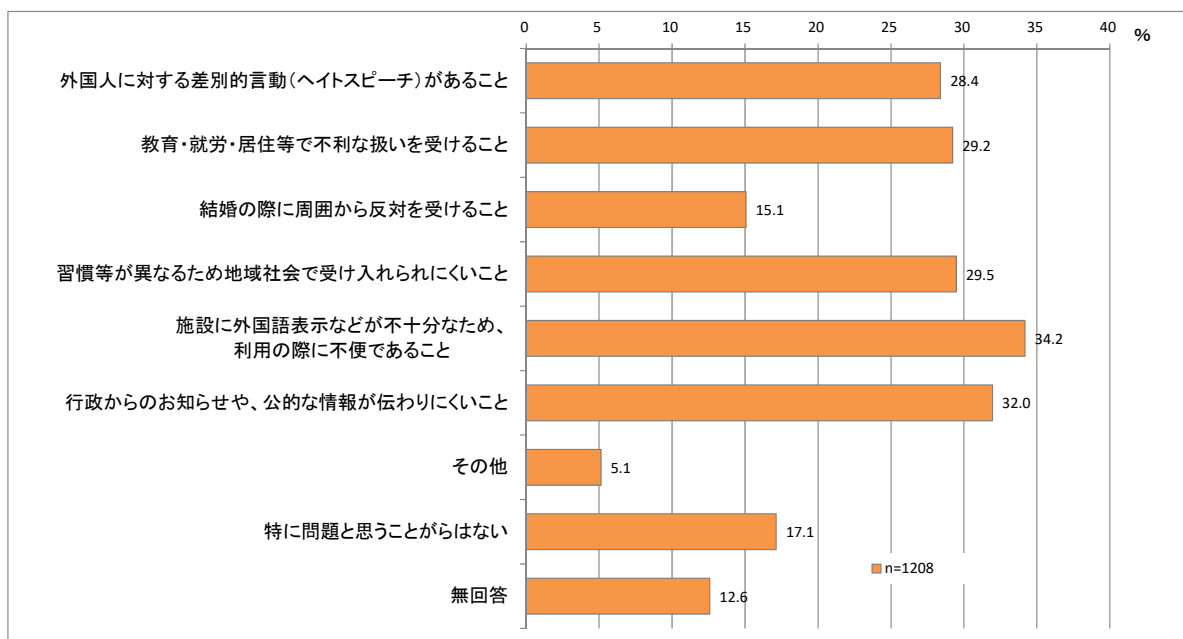
また、日本国内で特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが発生しています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけており、その解消に向けて、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

民族や文化、価値観の異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学び、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出す源泉ともなります。本市においても、こうした外国人に対する差別意識や偏見を排除し、真にすべての人々の人権が尊重される社会の形成に向けて、国際人としての理解と意義を身につけていくための人権教育・啓発が必要です。

さらに、人権問題市民意識調査の結果では、外国人の人権について、特に問題であると思うものは「施設に外国語表示などが不十分であるため、利用の際に不便であること」「行政からのお知らせや、公的な情報が伝わりにくいこと」が上位に挙がっており、外国人にとって安心して暮らしやすくなるための情報提供のあり方を検討していく必要があります。

図表10 外国人の人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

同じ地域住民として外国人と共生する多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重することと併せ、異なる考え方や文化・習慣を持つ人々を特別視せず、その違いを理解し、受け入れることが重要です。また、今後外国人の増加が見込まれる中、異なる言語、習慣、考え方等の違いを持つ人々の日常生活への支援に取り組む必要があります。

このため、民間団体、教育機関等と連携し、国際理解及び人権意識の高揚のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、国際理解教育の推進を図ります。

さらに、外国人が人権を尊重され、安心して暮らせるよう、支援活動を行う民間団体等の活動を支援し、連携を進め、災害時も含めた外国人への情報提供や相談・支援体制の充実を図ります。

7 さまざまな人権問題

① インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

日本のインターネット利用者数は急激に増加し、総務省「通信利用動向調査」では2013年(平成25年)にインターネット利用率は80%を超え、2019年(令和元年)には89.8%となっています。

人権問題市民意識調査の結果では、インターネットに関する人権について、特に問題であると思うものは、多くの年代で「個人情報の流出を招くこと」と回答した人の割合が最も高く、そのほか、子育て世代が多いと思われる年代では「子どもや若者のネット依存やスマホ依存に起因するさまざまな問題」の割合が高くなっています。

インターネットの長所は、だれでも情報を簡単に手に入れることができ、だれでも手軽に情報を発信することができることです。しかし、インターネットは便利な一面、間違った情報や人を傷つけ、だまそうとする悪意ある情報が簡単に掲載され、人権侵害等につながる恐れがあります。

また、小・中学生等の青少年の利用が年々増加している一方、電子メールやソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等を利用した誹謗中傷の書き込みなど、子どもが人権侵害の加害者や被害者になる事案も発生しています。

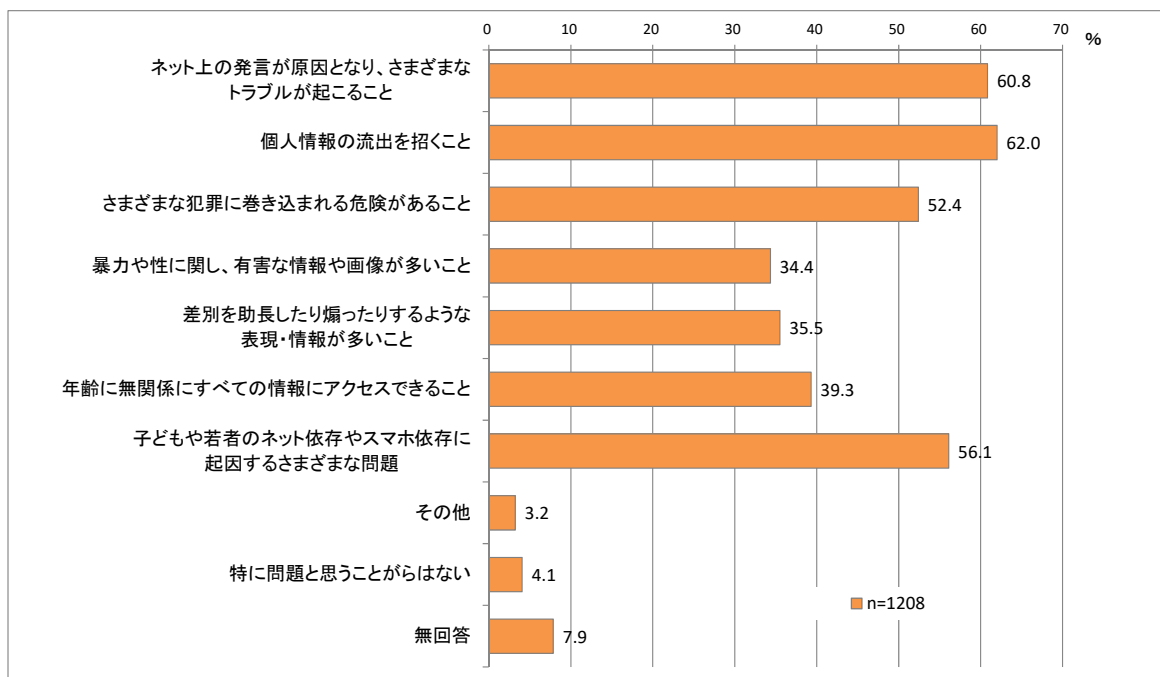
1999年(平成11年)には、インターネット等でのなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001年(平成13年)には人権を侵害するような書き込みに対し、被害者が削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定されました。

さらに2009年(平成21年)には、事業者にフィルタリングの提供を義務化した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が、2014年(平成26年)には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法)が制定されました。

近年、捜査の対象になっている未成年者の実名や顔写真が掲載されるという事案も発生しています。インターネット上では、自分の名前や顔を知られることなく発信することができると思われるため、他人の個人情報を掲示板等へ書き込み、プライバシーの侵害につながっています。

図表11 インターネットに関する人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

インターネット利用者の一人ひとりが、情報発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身につけインターネット上で誹謗中傷などを絶対にしないということの大切さを啓発し、個人のプライバシーや人権、名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。

また、児童・生徒やその保護者に対しては、学校教育や家庭教育を通じて適切な利用について理解を図っていきます。

② 性的少数者の人権問題

【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかのことで、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかということです。性的指向や性自認は人の数だけ多種多様にあるものですが、女性が女性を好きになる（L：レズビアン）こと、男性が男性を好きになる（G：ゲイ）ことや、異性も同性も好きになる（B：バイセクシュアル）ことで嫌がらせやいじめを受けたり、また、からだの性とところの性が一致しないと感じたり、違和感があったりする（T：トランスジェンダー）ことに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で苦しんでいる人々がいます。LGBTは、このような性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す総称の一つで、LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など様々な人々がいます。

LGBT（または、LGBTQ）を含む性的少数者に関する人権は、見過ごされてきた人権課題でもあり、人権問題市民意識調査の結果をみても、性的少数者の人権について特に問題であると思うことがらに対して「特に問題と思うことがらはない」と回答した人の割合は13.3%と調査を行った他の人権課題に比べても多く、市民の問題認識度が低いのが現状です。

最近顕在化してきた人権課題であるがゆえに情報量が少なく、性的な問題に関心を持つことを恥ずかしがったり、周囲の理解が乏しく自身の性的指向や性自認などをカミングアウトしづらい風潮にあるなどの理由から、性的少数者に対する偏見や差別意識が横行しています。また、性的指向や性自認について本人の了解なく周囲に伝えてしまう行為、いわゆるアウティングは、プライバシーを侵害し、時には命にも関わる重大な問題となっています。

2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

また、2016年（平成28年）には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントにあたることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記されました。

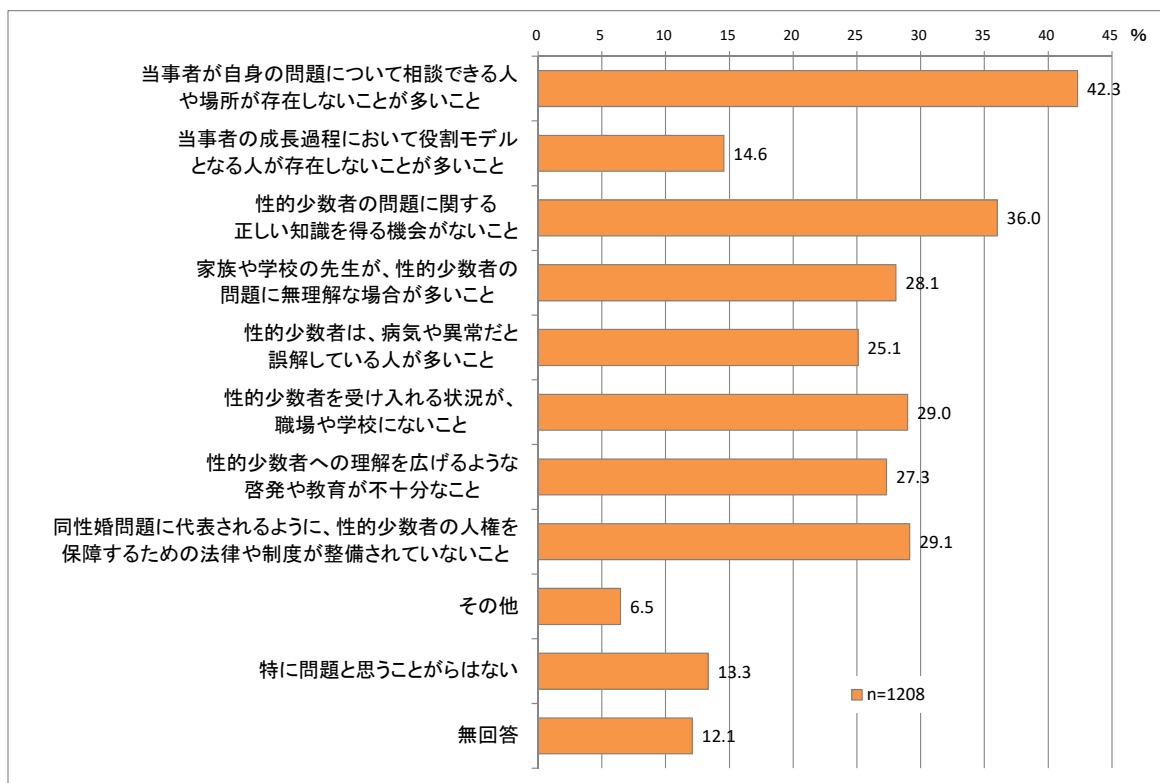
人権問題市民意識調査の結果では、性的少数者の人権について特に問題であると思うもので最も多かった回答は「当事者が自身の問題について相談できる人や場所が存在しないことが多いこと」「性的少数者の問題に関する正しい知識を得る機会がないこと」が上位に挙がっています。

性的指向や性自認は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意思によって選択するものでもありません。社会にはさまざまな「性のありよう」が存在して

おり、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要で、その尊厳や権利を保障されることが求められています。

図表12 性的少数者の人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

性的少数者の方々、それぞれの人が感じている困難や関心が異なることへの理解を深められるよう「性的指向」や「性自認」について、また「多様な性があること」について、正しい理解が進むことで不当な差別や偏見にさらされることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた教育・啓発の推進に努めます。

③ HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題

【現状と課題】

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症、ハンセン病等、その他の感染症等に対する正しい知識や理解不足等により、これらの感染者や患者および回復者そしてその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により職場での差別、医療現場における差別、プライバシーの侵害を受ける等、様々な人権問題が生じてきました。

HIVは性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどなく、感染したとしても、適切な治療により、エイズ発症予防が可能な慢性感染症となったにもかかわらず、正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況であり、社会的偏見や差別により様々な不利益を受けるといった問題があります。

エイズを含む感染症対策を講じるため、1999年（平成11年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症の患者等の人権を尊重しながら、感染症の予防と患者等に対する医療について総合的な施策の推進が図られています。さらに、HIV感染症に関しては、同法の規定に基づく「特定感染症予防指針」が策定されており、正しい知識の普及啓発や人権の尊重等について具体的な取組みが示されています。

ハンセン病は、治療方法も確立され完治する病気ですが、1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、強制的な隔離政策がとられてきました。療養所入所者の多くは、長期の隔離により家族・親族や地域社会との関係が絶たれ、入所者自身の高齢化や特に今なお病気に対する誤解と差別が根強いために、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。そして、患者のみならず、その家族も病気に対する誤った認識から地域社会の中で偏見や差別に苦しんできました。

2001年（平成13年）5月、ハンセン病回復者に対する国の損害賠償責任を認めた熊本地裁判決が出され、ハンセン病問題は大きな一歩を踏み出しました。また、ハンセン病回復者などに対する差別や偏見の解消をさらに推し進めるため、2009年（平成21年）4月から「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行され、2019年（令和元年）にはハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告勝訴の判決を国は受け入れ、その後補償に関する法律も制定されました。しかし、人権と尊厳が完全に回復したわけではありません。

その他の感染症として、2020年（令和2年）に新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に大きな影響を与えました。そのような中、病気に対する不安や恐怖心、正しい情報の不足等により、感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染者の治療等を行う医療関係者及びエッセンシャルワーカーやその家族等も差別を受けるなどの人権侵害が問題

となっています。

今後、このような感染症やこれまで知られていなかった感染症等が発生した際には、感染症患者、その家族、支援者や関係者等の人権問題が発生しないよう、人権教育・啓発に努める必要があります。

【施策の基本方向】

H I V感染症・エイズについては、性感染症予防を含め、具体的な知識や情報の提供とともに、互いの健康への配慮や人権の尊重など総合的な視点から啓発に努めます。

ハンセン病については、患者・元患者・その家族に対する偏見と差別が一日も早く解消されるよう啓発を行うとともに、あらゆる機会をとらえ、様々な手法での情報提供により、ハンセン病に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

その他の感染症等については、不正確な情報や知識、思い込みによる感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族、支援者等に対する人権問題が生じることがないように、関係機関と連携し、正しい知識と理解の普及に努めます。

④ 犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題

【現状と課題】

犯罪被害者本人とその家族、遺族は、犯罪の直接的な被害に加え、精神的被害や収入の途絶などにより経済的にも困難な状況に陥るなどのほか、興味本位のうわさや心ない中傷等により、名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの二次的な被害を受けるという問題があります。

2005年（平成17年）4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。その中で、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない」と明記されていますが、制度面だけでなく、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解が広く市民にも求められています。

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行や犯罪を犯した少年などが社会の一員として立ち直ろうとしても、地域社会における誤った認識や偏見によっては、更生への妨げや人権が侵害されるおそれがあります。

また、刑を終えて出所した人等の家族についても、その家族であるという理由により差別的な扱いを受けるなど人権が侵害されることがあります。

このため、地域社会の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見を解消するための啓発が必要です。

【施策の基本方向】

犯罪被害者やその家族については、関係法を有効に活用しながら、犯罪被害者、その家族の立場やニーズを踏まえた支援を講じるとともに、司法、行政、民間団体との連携、協力の下にその心情に立った啓発活動の推進に努めます。また、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努めます。

刑を終えて出所した人等が、地域社会において孤立し、新たな犯罪を重ねることがないように、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力し啓発等に努め、人権擁護委員等による相談対応等、刑を終えて出所した人やその家族の相談業務の周知に努めます。

⑤ プライバシーの保護

【現状と課題】

国では、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「個人情報保護法」が2005年（平成17年）4月に施行されました。

また、2013年（平成25年）に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されるなど、今後、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取り扱う事案が拡大することが想定されます。

個人情報の保護に関する意識が高まる一方で、近年では、職務上の資格を利用して戸籍や住民票の写し等を大量に不正取得するという事件や個人情報の漏洩、不正利用といった事件が大きな問題となっています。本市においては、住民票の写し等の不正取得が行われた場合に、事前登録者本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

今後も情報化社会の急速な進展の中、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

【施策の基本方向】

「飯塚市個人情報保護条例」に基づき、本人の個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図っていきます。

⑥ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。2002年（平成14年）に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決には至っていません。

政府は、2010年（平成22年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

【施策の基本方向】

拉致問題についての市民の関心や認識を深めるよう意識啓発を図るとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間などの機会を通して正しい知識の普及や周知・啓発を推進します。

⑦ その他の人権問題

以上の人権課題のほかにも、私たちの社会には、格差社会の深刻化による生活困窮者やホームレスの問題、性的搾取を目的とした人身取引の問題などの人権課題が存在しており、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題では、2019年（令和元年）に「アイヌ人の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。また、東日本大震災に起因する人権問題では、避難所において、プライバシーが保護されないという問題や避難所生活での女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮が問題となりました。また、被災者に対する嫌がらせやいじめなどの人権侵害、風評による偏見や差別も発生しています。

今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの問題に応じた教育・啓発に努めます。

第5章 推進体制等

1 市の推進体制

本指針に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、庁内で組織した飯塚市人権教育・啓発推進本部を中心として各人権課題を所掌する部局にとどまることなく、全庁的に総合的、計画的な取組みを推進していきます。

また、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を点検・評価し、結果を今後の施策に反映させます。

2 国及び県等との連携

本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進のため、国及び県と緊密な連携の下に行動し、関係行政機関及び近隣自治体との情報交換等連携強化に努めます。

3 関係団体との連携

今日、人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するためには、各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携を図ることが大切です。

このため、関係団体等で組織した飯塚市人権教育・啓発推進協議会を中心に行政機関、企業、民間団体等が連携・協働し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

4 基本指針の見直し

今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するために、飯塚市人権教育・啓発推進本部や飯塚市人権教育・啓発推進協議会等の関係機関が連携し、必要に応じて見直しを行います。

資料

1 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会で採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月 6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

平成12年11月15日

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

平成12年11月28日

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

4 法務省人権啓発活動強調事項（令和2年度）

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題（部落差別）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネットによる人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年 6月26日制定

平成28年 4月 1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第

1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年 6月 3日制定

平成28年 6月 3日施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助

言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

7 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日制定

平成28年12月16日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

平成18年3月26日
飯塚市条例第140号
改正H30—10(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

(相談体制の整備)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第7条 市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

9 飯塚市男女共同参画推進条例

平成19年7月10日
飯塚市条例第35号
改正H28—1

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (2) 事業者等 営利非営利を問わず、市内において事業又は活動を行う民間の法人その他の団体をいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(経済的又は社会的な側面での暴力的行為を含む。)をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(国際的協調)

第5条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、前3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進を市の主要な政策として位置づけ、男女共同参画社会の形成を促進するための施策(積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、参画施策を実施するに当たっては、市民及び事業者等の協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、参画施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その事業又は活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画推進のための基本的施策

(調査研究)

第10条 市は、参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成について理解を深めるよう啓発活動を行うものとする。

(男女共同参画推進教育の充実)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(女性の労働環境改善のための支援)

第14条 派遣労働及びパートタイム労働を含む就労の場における男女格差はなお大きく、家事、育児、介護等に加え女性労働の負担が重いことにかんがみ、市は、男性の家庭責任の共有を促進するとともに、女性の労働環境の改善について必要な支援を行うものとする。

(地域団体等における男女共同参画の促進)

第15条 市は、女性が地域社会において重要な役割を果たしていることにかんがみ、地域において活動する団体、組織等の方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため必要な支援を行うものとする。

(政策又は方針決定過程への女性の参画の促進)

第16条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が行う政策の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に推進すること。
- (2) 事業者等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(飯塚市男女共同参画プラン)

第17条 市は、参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、参画施策についての基本的な計画(以下「参画プラン」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、第39条の飯塚市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 市は、参画プランに基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(参画プラン施策の実施体制の整備)

第18条 市は、参画プランに基づく施策を実施するため必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の拠点)

第19条 市は、飯塚市男女共同参画推進センター(飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成18年飯塚市条例第142号)第2条に規定する施設をいう。)を、市民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点として位置づける。

第3章 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン

(オンブズパーソンの設置)

第20条 市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

2 オンブズパーソンの定数は、2人とする。

3 オンブズパーソンは、参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、オンブズパーソンのすべてが、男女いずれかの一方の性によって占められてはならない。

(独任制)

第21条 オンブズパーソンは、独立してその職権を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。

(代表オンブズパーソン)

第22条 オンブズパーソンは、互選により代表オンブズパーソンを選任する。

2 代表オンブズパーソンは、合議事項につき、オンブズパーソンを代表する。

(任期)

第23条 オンブズパーソンの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 オンブズパーソンは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(責務)

第24条 オンブズパーソンは、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第25条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又はオンブズパーソンの公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第26条 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(身分の保障)

第27条 市長は、オンブズパーソンが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合でなければ、委嘱を解くことができない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- (3) オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があった場合

(関係機関等との連携)

第28条 オンブズパーソンは、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第29条 市民及び事業者等は、オンブズパーソンに対し、市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、オンブズパーソンに対し、救済の申出をすることができる。

(オンブズパーソンの処理の対象としない事項)

第30条 前条の苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、オンブズパーソンの処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項
- (4) オンブズパーソンが行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないとオンブズパーソンが認める事項

(調査)

第31条 オンブズパーソンは、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。ただし、あらかじめ当該関係人に通知しなければならない。

2 市は、前項の調査を拒んではならない。

3 市民及び事業者等は、第1項の調査に協力するよう努めなければならない。

(却下)

第32条 オンブズパーソンは、苦情等の申出が第30条各号に掲げる事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

- 2 前項の場合において、オンブズパーソンは、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

第33条 オンブズパーソンは、第29条第1項の苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)をすることができる。

- 2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。
- 4 オンブズパーソンは、是正勧告及び前項の報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。

(救済勧告)

第34条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、市が性別による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、市の機関に対し、人権侵害を排除し、又は抑止する等の救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。ただし、救済勧告は、オンブズパーソンの合議を要する。

- 2 救済勧告を受けた当該機関は、当該救済勧告を尊重しなければならない。
- 3 第1項の場合において、前条第4項の規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第35条 オンブズパーソンは、苦情等の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策又は措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。ただし、意見表明は、オンブズパーソンの合議を要する。

- 2 前項の場合において、第33条第4項の規定を準用する。

(市以外のものによる人権侵害の救済措置)

第36条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

- 2 前項の場合において、オンブズパーソンは、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。

- 4 第1項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、オンブズパーソンの合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第37条 市長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況の必要な事項について公表をすることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、市長は、オンブズパーソンの求めを尊重しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 市長は、第1項の要請及び第2項の公表を行ったときは、オンブズパーソンに対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第38条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案につき、調査を行い、必要な措置を執ることができる。

- 2 前項の場合において、次項に定めるもののほか、第31条及び第33条から第36条までの規定を準用する。ただし、オンブズパーソンの合議を要する。
- 3 オンブズパーソンは、自己の発意に基づく人権侵害に係る事案につき、調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。
- 4 市長は、オンブズパーソンの発意に基づく事案につき、前条第1項の要請及び同条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

第5章 飯塚市男女共同参画推進委員会

(男女共同参画推進委員会の設置)

第39条 市は、参画プランを策定し、及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画推進委員会(以下「参画推進委員会」という。)を置く。

(組織及び所掌事務)

第40条 参画推進委員会の組織及び所掌事務については、市長が規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要なオンブズパーソンの委嘱その他の準備は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年3月28日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

10 飯塚市の子どもをみんなで守る条例

平成30年12月28日
飯塚市条例第43号

もうやめて もうゆるして もうたたかないで
そう思いながら命を奪われた子どもたちがいます。
そう思いながらじっと耐え続けた子どもたちがいます。
いたるところで食料が捨てられる時代に、飢えて亡くなった子どもたちがいます。

性的虐待や心理的虐待を受け、心を殺されたという子どもたちがいます。

助けられたはずの命、奪われた笑顔と育ち。

本来、祝福されて生まれ、愛されて育てられるべき子どもたちの中に、今も、
苦しみ、誰かの助けを求めている子どもがいます。

子どもは、ひとり人間であり、安全で安心して生きる権利を持ちますが、ひとりでは生きていけない、弱い存在です。

その弱い存在の子どもの笑顔と笑い声に、私たちおとながどれだけ勇気づけられていることでしょうか。

子どもは親にとっての宝だけでなく、社会の宝、活力の源、未来への希望です。

その子どもを守るのは、わたしたちおとなの責任です。

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みんなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例を制定します。

みんなで子どもを守りましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童虐待の防止等について、基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に必要事項を定めることにより、児童虐待の防止等を図り、もって、次代を担う子どもの命を守るとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待)をいう。

- (4) 児童虐待の防止等 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいう。
- (5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、弁護士その他子どもの医療、福祉又は教育に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 全ての子どもは、愛され、安全で安心な環境で適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

- 2 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。
- 3 児童虐待への対応は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えなくてはならない。
- 4 何人も、児童虐待を見逃さないよう努めるとともに、児童虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 児童虐待の防止等は、次に掲げる基本方針により行うものとする。

- (1) 児童虐待の予防には子育て家庭を支えることが重要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、子育て家庭を支援すること。
- (2) 子どもを児童虐待から守るには地域と行政とが一体となって取り組むことが必要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、児童虐待の防止等に係る取組を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、児童虐待を受けた子どもの安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、子どもの人権、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 3 市は、子どもが児童虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
- 4 市は、警察、関係機関等及び地域社会による児童虐待の防止等のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。
- 5 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するための具体的な年次行動計画(以下「年次計画」という。)を策定し、公表しなければならない。

6 市は、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、親になるための準備、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた子どものケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

7 市は、前各項に定めるもののほか、児童虐待の防止等に関し、必要な施策を積極的に推進するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、児童虐待を決して行ってはならず、子どものしつけと称して、体罰を与えてはならない。

2 保護者は、子どもに愛情を持って接するとともに、子育てに関する知識の習得に努め、児童虐待が子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

3 保護者は、子どもの心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳幼児については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。

4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

5 保護者は、男女の別を問わず、子育てその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たさなくてはならない。

6 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

7 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第8条 関係機関等は、児童虐待を防止するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めなければなら

ない。

3 関係機関等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

4 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待の早期発見)

第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。

3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第10条 市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、児童虐待に関する通告、通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備するとともに、必要に応じて学校その他市が必要と認める施設に対し、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣して児童虐待に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じなければならない。

3 市は、職員に対して、児童虐待の防止等に関する教育及び研修を行い、児童虐待の防止等に関する施策について周知及び啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第11条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。

(情報の共有)

第12条 市は、児童虐待に関する情報について、児童相談所、警察及び児童虐待の防止等のために県が指定する拠点病院との適切な共有に努めるものとする。

2 市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する情報について、関係機関等と共有することができる。

第2章 児童虐待の予防のための子育て支援

(子育てをするために必要と思われる情報の提供)

第13条 市は、子育て家庭及び地域の人々に対して、子育てをするために必要と思われる情報の提供を行うものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第14条 市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。

2 前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなくてはならない。

(団体に対する支援)

第15条 市は、地域における子育て家庭を支援するための事業を促進するため、当該事業を行う団体に対して、子育て支援に関する専門的な知識の提供その他必要な支援を行うものとする。

(地域における子育て支援の取組)

第16条 市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めるものとする。

- 2 子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めるものとする。
- 3 市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとする。

第3章 児童虐待の防止等のための取組

(児童虐待防止推進月間)

第17条 市民等の間に広く児童虐待についての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

- 2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。
- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援団体等その他児童虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(子どもに対する児童虐待に関する知識の普及及び相談先の周知)

第18条 市は、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。

- 2 前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。

(通告に係る子どもの安全の確認等)

第19条 市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認するものとする。家庭その他から児童虐待に関する相談等があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の通告に係る子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。
- 3 市は必要に応じて、近隣住民、警察、児童相談所、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。
- 4 前項により、市から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。
- 5 市は、通告をした者又は相談等をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。

(子どもに対する保護及び支援)

第20条 市は、児童相談所、警察等と連携し、児童虐待を受けた子ども(児童虐待を受けるおそれのある子どもを含む。以下同じ。)を児童虐待から守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。

(保護者に対する指導及び支援)

第21条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。

(保護及び支援を行うための指針の策定)

第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

2 市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、前項の規定により定めた指針を示すものとする。

(保育所等の優先入所)

第23条 市長は、保育所又は認定こども園の入所者を選考する場合において、児童虐待を受けた子ども等特別の支援を要する子どもを保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うものとする。

(子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)

第24条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待のため里親への委託、児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって必要な支援を行うものとする。

(転出する場合の措置)

第25条 市は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者が市外に転出する場合は、当該子ども等の情報を転出先の地方公共団体へ伝達するなど児童虐待の防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(地域における児童虐待の防止等のための取組)

第26条 市民等は、地域における子どもに対する見守り活動等を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。

2 市民等は、子どもとの関わりを通して、児童虐待に関し対応が必要であると判断したときは、子どもに代わり、市、児童委員等に連絡又は相談するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(守秘義務)

第27条 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した関係機関等及び児童虐待に係る通告等をした者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。関係機関等の職員は、その職を退いた後も同様とする。

(市長の報告)

第28条 市長は、毎年、児童虐待の発生状況、通告の状況、児童虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における児童虐待に係る状況について年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(年次計画等の策定)

2 第5条第5項に定める年次計画、第9条第2項に定める早期発見対応指針、第22条第1項に定める保護支援指針については、この条例の施行の日から1年以内に策定するものとする。

11 飯塚市協働のまちづくり推進条例

令和2年3月26日
飯塚市条例第11号

飯塚市は、福岡県の中央に位置し、豊かな自然、歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した筑豊の中心都市です。

将来にわたり明るく住みよい、共に支え合うまちづくりを実現するために、市民一人ひとりの人権が大切にされ、市民相互が豊かに交流し、助け合い、安全安心で住み続けたい郷土のまちづくりを推進しています。

全国的に見られるように、飯塚市においても、少子高齢化、核家族化の進行により、人と人とのつながりが希薄化する一方で、市民等、自治会をはじめとした地域活動団体、NPOなどの市民活動団体がまちづくりの担い手として、様々な分野で果たす役割が大きくなっています。

このため、市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、市民等の多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、飯塚市の協働のまちづくりにおける基本理念を定め、市民等、活動団体(地域活動団体及び市民活動団体をいう。以下同じ。)及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりに係る市の支援等に関し必要な事項を定め、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協働 市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことをいう。

(2) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所又は居所を有する者

イ 市内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者

ウ 市内に存する学校に在学する者

(3) 市 市長その他の執行機関をいう。

(4) 地域活動団体 自治会、まちづくり協議会その他市内の一定の地域を単位とする組織であって、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。

(5) 市民活動団体 NPO、ボランティア団体その他の市民の自主的な活動により、公益の増進に寄与することを目的とした団体であって、営利を目的としないものをいう。

(6) まちづくり協議会 市内12地区に設置された交流センターを拠点として、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会をいう。

(基本理念)

第3条 飯塚市の協働のまちづくりは、市民一人ひとりの人権を大切にし、市民等、活動団体及び市の、相互の理解、尊重及び協力に基づき推進するものとする。

(条例事項の尊重)

第4条 市民等、活動団体及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

第2章 市民等、活動団体及び市の役割

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めるものとする。

2 市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする。

(自治会の役割)

第6条 自治会は、その区域内の自治会活動において、市民等が交流し、助け合いながら、課題の解決に取り組むとともに、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第7条 まちづくり協議会は、その地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第8条 地域活動団体は、地域内のつながりを構築するとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第9条 市民活動団体は、地域性及び専門性をいかし、活動の質を高め、継続して協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、市民等及び活動団体の自主性を尊重し、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

2 市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 協働のまちづくり

(協働の推進)

第11条 市民等、活動団体及び市は、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれの特徴をいかし合いながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(人づくり)

第12条 市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりの人材発掘と、育成の充実に努めるものとする。

(情報の共有)

第13条 市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりを推進するため、相互に情報を共有することに努めるものとする。ただし、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。

(市職員の意識及び参加推進)

第14条 市職員は、協働のまちづくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

第4章 飯塚市協働のまちづくり推進委員会

(飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等)

第15条 この条例の実効性を高め、協働のまちづくりを推進するため、飯塚市協働のまちづくり推進委員会を置く。

2 飯塚市協働のまちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第16条 市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

飯塚市人権教育・啓発基本指針（改定）

発行 飯塚市

編集 飯塚市市民協働部 人権・同和政策課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

TEL 0948-22-5500

FAX 0948-22-5526